

6. 各種支援機関について

交通事故の被害者等は、身体的被害、経済的被害、精神的被害のみならず、刑事司法との関わりを持つことによって生じる被害など、さまざまな被害を受けることになります。

このため、交通事故の被害者等に対する支援活動は、公的機関として警察、検察等の刑事司法機関、県や市町村の交通事故相談所及び福祉関係の諸機関がありますが、他にも民間機関として、犯罪被害者支援を目的とする被害者等の自助グループ等による活動があります。

平成13年に行われた内閣府の調査においては、「支援の頼り先」について「強く頼る」比率が高いものは、「家族」や「弁護士会・弁護士」、「病院・医師」、「友人・知人」、「警察・警察官」の順となっています。また、支援の内容について「強く望む」比率が高い項目は、「被害補償に関する手続きの教示や援助」や「事件の真相に関する情報の提供」、「経済的な支援」、「裁判などの手続きについての具体的な説明」、「精神的な支援」の順となっていました。

以上のことから総合的に考えると、交通事故の被害者等に対する支援活動として、現在期待されているものは、精神的回復の支援、日常生活上の支援、刑事手続きに関する支援ということになります。このような支援活動は、予算や本来の役割や機能との関係から公的機関よりも民間機関によって提供されることが望ましいですが、より充実した支援活動を行うためには、お互いの連携が大変重要になります。各地の自助グループと交通事故相談所との意見交換会においても、民間機関と公的機関との連携強化は被害者支援の充実につながる事が確認されています。

このマニュアルは、自助グループの重要性とその進め方を主に解説していますが、被害者支援といっても自賠責保険制度などの経済的支援、カウンセリングなどの精神的支援及び危機介入や生活支援などの直接支援と多岐に渡ることから、被害者支援のさらなる充実を目的に民間機関と公的機関の得意とする支援内容を分類し、その中で代表的な機関を紹介することとします。

【交通事故相談全般】

● 交通事故相談所

主な相談内容は、損害賠償額の算定、自賠責保険及び自動車保険関係の問題示談の仕方、損害賠償問題、生活福祉問題、一身上の悩み事であり、各都道府県に相談所を設置している。

【連絡先】 下記ウェブサイトから各地域の交通事故相談所が検索できます。

<http://www.cross-road.go.jp/category-3-1.html>

● 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA)

交通事故全般に関する各種相談に対して、相談窓口の案内、NASVAの実施しているサービス（交通遺児等の無利子貸付、介護料支給、NASVAが運営する療護施設等）の案内をしている。

【連絡先】 NASVA 交通事故被害者ホットライン

TEL:0570-000738

<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/hotline.html>

【精神的支援】

● 特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク

全国の心ある支援者、また警察の支援も受け、全国各地に民間被害者援助組織の設立を推進し、1998年5月に8組織をもって「全国被害者支援ネットワーク」を設立する。現在、加盟組織は48に上る。

【連絡先（事務局）】 〒113-0033東京都文京区本郷2-14-10

東京外国語大学本郷サテライト6階

NPO法人 全国被害者支援ネットワーク事務局

TEL:03-3811-8315（代）（月～金 10時～17時）

<http://www.nnvs.org>

● 精神保健福祉センター

各都道府県及び政令都市に設置されており、心の問題や病気で困っている本人や家族及び関係者からの相談を受け付けている。

【連絡先】 下記ウェブサイト（全国精神保健福祉センター長会）から各地域の精神保健福祉センターが記載されています。

<http://www.acplan.jp/mhwc/centerlist.html>

【法律相談】

●財団法人 日弁連交通事故相談センター

主な相談内容は、賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、賠償責任の有無・過失の割合、損害の請求方法、自賠責保険及び自動車保険関係の問題、政府保障事業、その他交通事故の民事上の法律問題であり、各県に相談所を設置している。

[連絡先(本部)] 〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階
TEL:03-3581-4724(代)
<http://www.n-tacc.or.jp/index.html>

●財団法人 交通事故紛争処理センター

財団法人交通事故紛争処理センターは、相談、和解のあっ旋機能を持つ機関である。あっ旋が不調に終わった場合、当事者のいずれか一方は審査を申し立てることができる。審査会の裁定に被害者等が合意した場合は、保険会社は裁定の結果を尊重することとなり、合意しない場合は、センターの扱いは終了する。

[連絡先(本部)] 〒163-0244東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル44階
TEL:03-3346-1756(代)
<http://www.jcstad.or.jp>

●日本司法支援センター(法テラス)

日本司法支援センターは、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護関連業務を行っている。

[連絡先(事務局)] TEL:0570-078374
<http://www.houterasu.or.jp>

【自動車保険・自賠責保険に関する相談】

●財団法人 日本損害保険協会 自動車保険請求相談センター

自動車保険及び自賠責保険に関する相談・苦情を受けており、各県に相談センターを設置している。

[連絡先] 下記ウェブサイトから各地域の相談先が検索できます。
<http://www.sonpo.or.jp/about/address/center/index.html>

●財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

自賠償保険から支払う保険金及び損害賠償額について納得がいかない場合、紛争処理の申請ができる。

[連絡先(本部)] 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4
龍名館本店ビル11階
TEL: 03-5296-5031 (代)
<http://www.jibai-adr.or.jp>

【交通事故遺児等に対する育成資金等貸付制度の相談】

●独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA)

自動車事故の被害者等に対して、交通遺児等貸付を行っている。

[連絡先(本部)] 〒102-0083 東京都千代田区麴町6-1-25 上智麴町ビル
TEL: 03-5276-4451 (代)
<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/seikatu.html>

●財団法人 交通遺児育成基金

自動車事故による交通遺児に対する育成資金を長期にわたり安定的に給付する。

[連絡先] 〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル7階
TEL: 0120-16-3611 (代)
<http://www.kotsuiji.or.jp/index.htm>

●財団法人 自動車事故被害者援護財団

自動車事故による交通事故遺児等に対する緊急一時金の無利子貸付等を行う。

[連絡先] 〒102-0083 東京都千代田区麴町6-1-25 上智麴町ビル6階
TEL: 03-3237-0158 (代)
<http://jikohigai.org>

【重度後遺障害者に関する相談】

●独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）

重度の後遺障害が残り、治療と常時の介護を必要とする被害者のために、自賠責保険（共済）の運用益の一部で重度後遺障害専門の療護センターを設置・運営している。また、治療にもかかわらず寝たきりの状態で、治療と常時及び随時の介護を必要とする患者を抱える家族に、自賠責保険（共済）から生じる運用益の一部で介護料を支給し、自動車事故被害者とその家族を支援している。

【連絡先（本部）】 〒102-0083 東京都千代田区麴町6-1-25 上智麴町ビル
TEL: 03-5276-4451（代）
<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/index.html>